

ケアハウス ニコニコ村

1. 利用できる方

- ・ 自炊ができない程度の身体機能が低下している方（介護認定の要支援程度まで）。
- ・ 高齢等のため一人で生活することに不安を感じている方。
- ・ 家族による援助を受けることが困難な方。
- ・ 60歳以上の方。ただし60歳以上の配偶者とともに利用される方は、この限りではありません。

2. サービス内容

- ・ 相談、助言等 : 各種相談に応じます。
各種専門機関と十分な連絡をとり、必要に応じて援助を行います。
- ・ 食 事 : 高齢者に適した食事を三食提供します。
- ・ 入 浴 : 毎日所定の時間帯にご利用頂けます。
- ・ 緊急時の対応 : 非常通報装置や全館一斉放送設備の活用により、緊急の連絡を速やかに行います。部屋と館内に緊急コールが有ります。
- ・ 夜間の管理体制 : 緊急時に対応できる職員体制を整備します。
- ・ 介護サービスの利用 : 在宅介護サービスが必要となった場合は、関係機関へ迅速に対応を図ります。
隣接施設の介護サービスが利用できます。
- ・ 保 健 衛 生 : 定期的に健康診断を受ける機会を提供し、健康の保持、疾病の予防に努めます。
- ・ 入居者の活動の協力 : 入居者が自主的に趣味、教養娯楽、交流行事等を行う場合には、協力をします。
- ・ 防 災 設 備 : 各部屋にスプリンクラーが設置されています。バルコニーから、避難できます。
- ・ 健 康 管 理 : 国立あわら病院、柴田医院は協力医療機関です。

3. 入居の手続き

- ・ 入居希望者は下記の書類を提出していただきます。
 - ・ 入居申込書 ・ 健康診断書 ・ 住民票（戸籍謄本） ・ 身元引受書
 - ・ 前年度の収入が確認できる書類（所得証明書、源泉徴収票、確定申告書の写し等）
- ・ 入居契約書を締結します。
- ・ 入居契約書、重要事項の説明後、署名、押印。

4. 契約の解除

- ・ 正当な理由なく利用料を滞納した場合。
- ・ 他の入居者の生活に迷惑をかけ、重大な影響を及ぼすと判断された場合。

- ・ 金銭管理等が自分では不可能になった場合（認知症等）。